

教育委員会会議 平成 28 年 4 月臨時会 会議録

(16:30)

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定による。

4. 議事

(1) 議案

教育長の職務代理者の指名について(学校教育部)

概要説明

今回の教育委員会制度改革の柱の一つとして、「従来不明確と言われてきた教育行政の責任体制を明確化する」目的で、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した新たな教育長職が置かれることとなった。これまでは、教育委員長の職務代理者は互選により教育委員会のあらかじめ指定する教育委員が、また、教育長の職務代理者は教育委員会が指定する事務局職員、津山市では教育委員会規則で学校教育部長とされてきた。

今回、教育委員長と教育長の両方の権限を持った新教育長に、津山市では初めて原田教育長が任命され、会務を総理し、教育委員会を代表することになった。そのため、新教育長が教育委員会会議の主宰や事務の執行など、これまでと違って、あわせて行う役割を担うこととなる。

こうしたことから、地教行法第 13 条第 2 項の規定により、「教育長に事故があるとき、又は教育長がかけたときは、あらかじめ教育長が指名する教育委員がその職務を行う。」こととされた。つまり、教育長がその職務を執行できなくなったときの対応は、教育委員会を構成する教育委員であって、事務局職員では教育委員会を代表することはできないことから、その職務代理者を教育委員の中から教育長があらかじめ指名することとされた。また、職務代理者は、あらかじめ教育長が指名し、その任期などについて法律等で定められたものはない。なお、教育委員は非常勤、教育長は常勤ということで、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、地教行法第 25 条第 4 項の規定によって、その職務を職務代理者から教育委員会事務局職員に委任することができる。

以上を踏まえ、教育長が職務代理者を指名するにあたって、原則的な取り扱い、指名の考え方として、事務局から 2 点の提案をする。まず、1 点目は、職務代理者の指名期間の単位として、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、年度を単位として、原則 1 年で交代するよう取り扱っていくこと。次に、2 点目はその指名順について、これまで同様に、教育委員に就任された順で 4 人の教育委員を順番に、教育長が指名するということを協議いただきたい。

[異議なし]

教育長の職務代理者については、長江委員を指名することとする。

5. その他

(1) 教育委員の充て職について(学校教育部)

津山市表彰審査委員と津山市民生委員推薦会委員をお願いしている。津山市民生委員推薦会委員が 9 月末まで任期があり、真木委員、長江委員に引き続きお願いしたい。津山市表彰審査委員も 9 月末まで真木委員をお願いし、9 月にもう一度論議し、次の方をどうするかを決めていきたい。

6. 閉会

(16:45)